

第 1 回佐倉市地域福祉計画推進委員会 議事録に係る申入への対応

- 令和 8 年 3 月 3 0 日開催の第 7 回佐倉市地域福祉計画推進委員会会議において、1 名の委員（当時）から、委員会に包括的支援体制の整備に関する専門部会を設置することが提案された。
- 当日は、翌 3 1 日に全ての委員が任期満了となる状況であったことから、当該提案の採否を次期の体制において決するべきであるとの意見が多く出され、委員会は、当該提案を次期委員会への申し送り事項とした。
- 新体制下で同年 7 月 2 7 日に開催した第 1 回佐倉市地域福祉計画推進委員会会議において、議事「前期委員会からの申し送り事項について」として当該提案について審議した結果、次期計画の策定作業が具体化する段階で、改めて専門部会の設置に関する提案があった場合に、検討することとする旨を決議した。
- 第 1 回佐倉市地域福祉計画推進委員会会議の議事録の公開後、当該提案を行った前委員から、委員会事務局に対し、次のような申入があった。
 - ・ 専門部会設置の提案の趣旨に関し、事務局が当該会議で行った説明には、事実誤認がある。
 - ・ 自身は「現行の地域福祉計画に包括的支援体制の整備という目標を掲げながら、施策のほとんどが社会福祉法で求められた内容から外れており、この点の修正を早期に行う必要があるので、委員会の設置要綱に沿って、そのための専門部会を設けてはどうか」との趣旨で提案したものである。（※）
 - ・ ついては、当該会議の議事録に、事実誤認があった旨の修正注記を追記することを求める。
- 当該申入の取扱について、同年 9 月 3 0 日に開催した第 2 回佐倉市地域福祉計画推進委員会会議において、議事「第 1 回佐倉市地域福祉計画推進委員会議事録に係る申入について」として審議した。その結果、議事録は会議当日の発言内容を記録したものであり、事務局による説明自体は実際に行われていることから、議事録本文の訂正又は追記は行わないこととした。一方で、前委員が示す専門部会設置提案の趣旨については記録に残すことが適当であることから、当該趣旨を記載した文書を別に作成し、議事録と併せて公開することとする旨を決議した。
- これを受け、委員会は、前委員から示された専門部会設置提案の趣旨を記録するため、本紙を作成し、議事録と併せて公開するものである。

佐倉市地域福祉計画推進委員会

※ 第 5 次佐倉市地域福祉計画に係る「現行の地域福祉計画に包括的支援体制の整備という目標を掲げながら、施策のほとんどが社会福祉法で求められた内容から外れて」

いるとの意見については、令和7年度の第5回佐倉市地域福祉計画推進委員会における資料1に関する事務局説明の中で、「本計画ではアウトリーチ型支援を重点施策としており、この重点施策を軸に基本目標5に位置づけた包括的支援体制の整備を進めることは、法の趣旨に即していると考えている。」「包括的支援体制に係る施策は、体制づくりや制度づくりに直結する施策だけでなく、その支えとなる個別具体的な支援施策も含めて位置づけている。」との趣旨の説明を行っている。